

東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱の制定について

〔 2 3 生 産 第 7 2 0 号 〕
〔 平 成 2 3 年 5 月 2 日 〕
〔 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知 〕

改正 平成23年9月1日 23生産第4223号

改正 平成23年12月6日 23生産第5174号

東日本大震災農業生産対策交付金について、この度、東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。

以上、命により通知する。

東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱

第1 趣 旨

平成23年に発生した東日本大震災からの農業生産の復旧等のためには、共同利用施設の復旧並びに営農用資機材及び農業用機械の確保等が喫緊の課題である。

このため、23年産以降の速やかな農業生産の復旧等を図るための特別措置として、東日本大震災農業生産対策交付金による対策（以下「本対策」という。）を実施する。

第2 分 野

本対策は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる分野で農業生産の復旧等に資するものとして行うものとする。

- 1 産地競争力の強化
- 2 経営力の強化
- 3 再生可能エネルギーの活用
- 4 食品流通の合理化

第3 対策の実施等

1 対策の実施方針

本対策は、農業生産の復旧等に向け、地域の実情に応じて2に定める取組を適切に実施するとともに、各種関連対策との連携を図るものとする。

2 対策の取組方向及び内容

本対策で実施する取組方向は、第2の分野に対応したものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は、別表に掲げるとおりとする。

なお、事業実施主体が設定する成果目標の基準及び目標年度は、農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長及び農林水産省経営局長（以下「生産局長等」という。）が別に定めるとおりとする。

ただし、復旧等に関し、生産局長等が特に必要と認める場合にあっては、別表に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

3 事業費の低減

本対策を実施する場合は、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

4 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業（別表のメニューの欄に定める整備事業をいう。以下同じ。）を実施する場合は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、生産局長等が別に定めるところにより費用対効果分析を行うものとする。ただし、再生可能エネルギー供給施設に係るものを除く。

5 地域提案

都道府県知事は、地域の農業生産の復旧等を達成する観点から、別表のメニューの欄に示された事業の具体的な取組内容以外に、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

ただし、推進事業（別表のメニューの欄に定める推進事業をいう。以下同じ。）に係る地域提案は、交付の対象外とする。

第4 対策の実施等の手続

- 1 事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、生産局長等が別に定めるところにより、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、地方農政局長等（北海道にあつては生産局長等、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その成果目標の妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、2の提出を行う際に、当該都道府県計画に地域提案が含まれる場合又は別表の事業実施主体の欄に定める特認団体（以下「特認団体」という。）若しくは都道府県が事業実施主体である場合は、事業実施計画の内容についても、生産局長等が別に定めるところにより、地方農政局長等と協議を行うものとする。
- 4 地方農政局長等は、2及び3の協議を受けた場合は、協議の内容を検討するため、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。
- 5 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、以下に掲げる事業内容を変更する場合にあつては、2に準じた手続を行うものとする。

 - （1）成果目標の変更
 - （2）特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更
 - （3）地域提案の事業内容の変更

第5 対策の実施期間

本対策の実施期間は、原則として平成23年5月2日から平成24年3月31日までとする。

第6 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、本対策の実施、指導等に必要な経費について、別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

- 2 交付金の交付を受けた都道府県知事が市町村に対して交付金を交付する場合には、本要綱に準じて、市町村の自主性を活かした農業生産の復旧等のための施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。

第7 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより、目標年度における事業実施状況報告を作成し、都道府県知事に報告するものとする。ただし、鳥獣被害防止施設整備（別表のメニューの欄に定める鳥獣被害防止施設の整備をいう。）にあっては、事業実施年度における事業実施状況報告を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

なお、都道府県知事は、必要に応じ、本対策の実施年度から目標年度までの間、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

- 2 都道府県知事は、1の事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、必要に応じ、当該事業実施主体を指導するものとする。
- 3 都道府県知事は、1の事業実施主体からの事業実施状況の報告について、生産局長等が別に定めるところにより地方農政局長等に報告するものとする。

第8 対策の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、別に定めるところにより自ら評価を行い、その結果を都道府県知事に報告するものとする。

また、生産局長等が別に定める事業を実施する場合には、中間的な事業評価を行い、その結果を都道府県知事に報告するものとする。

- 2 都道府県知事は、1の事業実施主体からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2の都道府県知事からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じこの評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

なお、当該評価結果を生産局長等に報告するものとする。

- 4 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長等及び生産局長等は、その結果を公表するものとする。

第9 推進指導等

- 1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施

についての推進指導に当たるものとする。

2 対策の適正な執行の確保

- (1) 都道府県知事は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、必要に応じ、別に定めるところにより、事業実施主体を指導するものとする。
- (2) 都道府県は、本対策の関係部局以外の者の意見を聴く体制を整えるものとする。ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

第10 他の施策等との関連

本対策の実施に当たっては、他に講じられる東日本大震災からの農業生産の復旧等対策並びに次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 水田農業構造改革対策に基づく施策
- 2 野菜の構造改革対策に基づく施策
- 3 果樹産地構造改革の推進に関する施策
- 4 農業技術の開発普及及び農業機械の効率的利用に関する施策
- 5 農畜産物の需給の調整のための施策
- 6 環境保全型農業の推進に関する施策
- 7 株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）、農業改良資金等農業金融に関する施策
- 8 男女共同参画社会の形成に関する施策
- 9 食品の流通部門の構造改善を促進するための施策
- 10 軽種馬経営と他の農業部門との複合化又は他の農業部門への転換に関する施策
- 11 耕作放棄地解消対策の推進に関する施策
- 12 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する施策
- 13 地球温暖化対策の推進に関する施策

第11 委任

本対策の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月6日から施行する。

別表（第3関係）

分野	メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
I 産地競争力の強化	1 推進事業 (1) リース方式による農業機械等の導入 (2) 利用調整 (3) 生産資材の導入等 (4) 放射性物質の吸収抑制対策 (5) 土壌分析等普及活動支援 (6) 力強い酪農経営復興対策 (7) 販売力の回復に向けた品質向上対策 (8) 大豆の複数年契約販売の促進 (9) 環境保全型農業再生支援対策 (10) 農業生産工程管理（GAP）の導入 (11) 放射性物質吸収抑制技術の実証 (12) 放射性廃棄物の保管・処理対策の確立	1 メニューの欄の1の（1）から（4）まで、（6）、（7）、（9）から（12）まで及び2の（1）から（4）までの事業実施主体は、次に掲げる者とする。同欄の1の（5）については、都道府県、1の（8）については、（1）から（10）までとする。 （1）都道府県 ただし、飼料増産の取組を対象として事業を実施する場合にあつては、生産局長等が別に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、自給飼料関連施設に限るものとする。 （2）市町村 （3）農業協同組合連合会 （4）農業協同組合 （5）公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） （6）土地改良区 （7）農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。） （8）農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。） （9）特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。） （10）その他農業者の組織する団体（生産局長等が別に定めるものをいう。） （11）消費者団体及び市場関係者（生産局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。） ただし、野菜に係る産地管理施設の整備に限るものとする。 （12）事業協同組合連合会及び事業協同組合（「中小企業等協同組合法」（24年法律第181号）第3条第1号に規定する法人をいう。） ただし、リース方式による農業機械等の導入のうち牛肉保管等施設並びに畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター及び食鳥処理施設並びに自給飼料関連施設のうち地域未利用資源飼料利用施設の整備に限るものとする。	1 メニューの欄の1の（1）から（4）まで、（6）から（12）まで及び2の（1）から（4）までの採択要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。 （1）受益農家及び事業参加者が、原則として5戸以上であること。 （2）要綱第3の2の成果目標の基準を満たしていること。 （3）生産局長等が別に定める要件等を満たしていること。 （4）整備事業を実施する場合（生産局長等が別に定める場合を除く。）にあつては、当該施設等の整備によるすべての効用によつてすべての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限り、 （5）共同利用施設を設置する場合にあつては、原則として、総事業費が5千万円以上であること。	交付金の交付率は定額（事業費の1／2以内）（ただし、生産局長等が別に定める場合は、生産局長等が別に定める率又は額以内）とする。
	2 整備事業 (1) 耕種作物小規模土地基盤整備 ア ぼ場整備 イ 園地改良 ウ 優良品種系統等への改植・高接 エ 暗きょ施工 オ 土壌土層改良 (2) 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 ア 飼料作物作付条件整備 イ 放牧利用条件整備 ウ 水田飼料作物作付条件整備 (3) 耕種作物共同利用施設整備 ア 共同育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 地域食材供給施設 キ 産地管理施設 ク 用土等供給施設 ケ 農作物被害防止施設 コ 農業廃棄物処理施設 サ 生産技術高度化施設 シ 種子種苗生産関連施設 ス 有機物処理・利用施設 セ バイオディーゼル燃料製造供給施設 (4) 畜産物共同利用施設整備 ア 畜産物処理加工施設	（13）食品事業者		

Ⅱ 経営力の強化	イ 家畜市場 ウ 家畜飼養管理施設 エ 自給飼料関連施設 オ 家畜改良増殖関連施設 カ 離農跡地・後継者不在経営施設 キ 家畜排せつ物利活用施設	被災地の農畜産物を主たる原料とし、利用する場合に限る。 (14) 民間事業者 地域の未利用又は低利用有機資源の肥料化を対象とした地域資源肥料化処理施設の整備に限るものとし、生産局長等が別に定めるものをいう。 (15) 都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）	被災地の農畜産物を主たる原料とし、利用する場合に限る。 (14) 民間事業者 地域の未利用又は低利用有機資源の肥料化を対象とした地域資源肥料化処理施設の整備に限るものとし、生産局長等が別に定めるものをいう。 (15) 都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）	生産局長等が別に定める要件を満たしていること。	交付金の交付率は定額（個々の施設等の整備等に要する経費の1／2以内
	(5) 乳業施設	事業実施主体は次に掲げる者とする。 (1) 農業協同組合連合会 (2) 農業協同組合 (3) 公社 (4) 事業協同組合連合会及び事業協同組合（「中小企業等協同組合法」（24年法律第181号）第3条第1号に規定する法人をいう。） (5) 食品事業者（生産局長等が別に定める乳業者。）	事業実施主体は次に掲げる者とする。 (1) 農業協同組合連合会 (2) 農業協同組合 (3) 公社 (4) 事業協同組合連合会及び事業協同組合（「中小企業等協同組合法」（24年法律第181号）第3条第1号に規定する法人をいう。） (5) 食品事業者（生産局長等が別に定める乳業者。）	生産局長等が別に定める要件を満たしていること。	要綱第3の2の成果目標の基準を満たしていること。 その他生産局長等が別に定める要件を満たしていること。
	(6) 鳥獣被害防止施設		生産局長等が別に定める協議会等とする。	生産局長等が別に定める協議会等とする。	次に掲げるすべての要件を満たすこと。 (1) 受益戸数が3戸以上であること。 (2) 生産局長等が別に定めるところにより施設の耐用年数が一定年数を超えること。 (3) 当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。
	意欲ある多様な経営体の育成・確保 1 推進事業 高生産性農業用機械施設の導入 2 整備事業 経営構造対策関係施設等 経営構造対策事業その他の生産局長等が別に定める国の事業による補助を受けて整備した施設等の復旧及び整備	市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良事業団体連合会、農業委員会、農業者等の組織する団体、第3セクター等、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第5項の選定事業者、その他生産局長等が別に定める者	市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良事業団体連合会、農業委員会、農業者等の組織する団体、第3セクター等、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第5項の選定事業者、その他生産局長等が別に定める者	要綱第3の2の成果目標の基準を満たしていること。 その他生産局長等が別に定める要件を満たしていること。	交付金の交付率は定額（個々の施設等の整備等に要する経費の1／2以内

新規就農者の育成・確保 整備事業 研修教育基幹施設 ア 研修教育棟、宿泊棟等施設 イ 農業生産実習、食品加工実習等施設 ウ 新技術・環境保全型農業研修施設 エ 離職者等職業訓練用研修施設 オ 調査研究・実験用施設機材		事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 青年農業者等育成センター (3) 一部事務組合 (4) 市町村 (5) 特定非営利活動法人 (6) 農業者等の組織する団体 (7) PFI法第2条第5項の選定事業者 (8) 公益法人（民法第三十四条の規定により法人とされた社団又は財団法人をいう。）	生産局長等が別に定める要件を満たしていること。	交付金の交付率は定額（事業費の）1/2以内）とする。
Ⅲ 再生可能エネルギーの活用	1 整備事業 (1) 再生可能エネルギー供給施設 農山漁村に賦存するバイオマス、水力、太陽光、地熱、雪氷熱等の再生可能エネルギーを利用し、電気や熱、燃料等を生産する施設	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 農業協同組合 (4) 農業協同組合連合会 (5) 公社 (6) 土地改良区 (7) 農事組合法人 (8) 農事組合法人以外の農業生産法人 (9) 特定農業団体 (10) その他農林漁業者の組織する団体（生産局長等が別に定めるものをいう。） (11) セクター（地方公共団体が一部を出資している一般社団法人又は一般財団法人をいう。以下同じ。） (12) 事業協同組合（「中小企業等協同組合法」(24年法律第181号) 第3条第1号に規定する法人をいう。以下同じ。） (13) 消費生活協同組合（「消費生活協同組合法」(昭和23年法律第200号) に基づいて設立された法人をいう。以下同じ。） (14) NPO法人 (15) 民間事業者 (16) 地域協議会（生産局長等が別に定める要件を満たした農業者団体、民間事業者、市町村等により構成される協議会をいう。） (17) 特認団体	生産局長等が別に定める要件を満たしていること。	交付金の交付率は定額（事業費の）1/2以内とする。
Ⅳ 食品流通の合理化	卸売市場施設整備の推進 〔 中央卸売市場施設整備、卸売市場再編促進施設整備、卸売市場活性化等事業、地方市場施設整備 〕			

1 整備事業 (1) 売場施設 ア 大規模に温度管理機能を付与する改良、造成若しくは取得又は整備 イ 上記以外の改良、造成若しくは取得又は整備 (2) 貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの） (3) 駐車施設 (4) 構内舗装 (5) 搬送施設（高度化・強化を図るもの） (6) 衛生施設（高度化・強化を図るもの） (7) 食肉関連施設 ア 高度化を図るもの イ ア以外のもの (8) 情報処理施設 (9) 市場管理センター (10) 防災施設 (11) 加工処理高度化施設 (12) 総合食品センター機能付加施設 (13) 附帯施設 (14) (1) から (13) までの施設等内容に準ずる施設 (15) 共同集出荷施設	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 卸売市場法（昭和46年法律35号。以下「市場法」という。）第8条第1号若しくは第2号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体 (2) 中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場の開設者 (3) 中央卸売市場整備計画に基づき他の中央卸売市場との統合により廃止する中央卸売市場の開設者 (4) PFI法第6条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者 (5) 事業協同組合又は協同組合連合会 (6) (5) に掲げる者が主たる出資者又は出えん者となっている法人 (7) 地方公共団体又は地方公共団体が主たる出資者となっている法人であって、市場法第5条の開設許可を受け、又は受けることが確実と認められる者 (8) 特認団体	採択条件は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。 (1) 要綱第3の2の成果目標の基準を満たしていること。 (2) 生産局長等が別に定める要件を満たしていること。 (3) 整備事業を実施する場合にあつては、事業実施主体が事業実施主体の欄の(3)の場合を除き、当該施設等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。	交付金の交付率は定額（事業費の4／10以内（ただし、生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める率以内））とする。
---	---	--	--